解散公告

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一六番地一四

でいご商事株式会社

代表清算人　屋冨祖和子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

長野県茅野市宮川四四四一番地三

医療法人小口医院

清算人　小口　晋平

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

広島市東区二葉の里三丁目一番三六号

医療法人ＪＲ広島病院

清算人　則武　伯孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十九日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年九月十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

山口県萩市大字椿東字北谷二一九〇番地八

学校法人松陰学園

清算人　松村　孝明

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年九月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

栃木県下野市中大領一四一番地一

農事組合法人石橋南部生産組合

清算人　橋本　幸男

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

三重県三重郡菰野町大字菰野二一三一番地

宗教法人智福寺

清算人　木村　昌悟

第 22 期 決 算 公 告

令和７年10月16日

タイ王国バンコク市ケット　ラーチャテーウィー、
クエーントゥンパヤタイ、パヤタイロード、
パヤタイプラザビルディング21階

Mobile Innovation Co.,Ltd.

日本における代表者　ＮＴＴドコモビジネス

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千タイバーツ）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	56,521	流動負債	12,647
固定資産	35,426	固定負債	8,864
		株主資本	70,436
		資本金	184,000
		利益剰余金	△113,564
		（うち当期純損失）	3,710
合計	91,947	合計	91,947

第 12 期 決 算 公 告

令和７年10月16日

東京都港区虎ノ門三丁目10番４号

株式会社Ｍｉｚｕｋｉ

代表取締役　新納　英明

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,712
	固定資産	30,471
	合計	57,183
負債及び純資産の部	流動負債	1,093
	固定負債	15,000
	株主資本	41,090
	資本金	95,200
	利益剰余金	△54,110
	（うち当期純利益）	（105,716）
	合計	57,183

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百二十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十一日であり、株主総会の決議は令和七年九月十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和七年十月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目十番四号

株式会社Ｍｉｚｕｋｉ

代表取締役　新納　英明